

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2020年7月17日 赤字：更新箇所

国・地域および施設	日本外務省による 感染症危険レベル	日本からの入国 または入域	入国制限および入国者に対する検疫	発出日 または 更新日	詳細
国					
ノルウェー	レベル3 (渡航中止勧告)	入国許可の条件に該当しない 場合、8月20日まで入国禁 止。	入国を許可される条件は以下である。また、一部を除き外国人入国者への10日間の検疫は8月20日まで適用される。 ・ノルウェーの滞在許可を持っている外国人旅行者（5/15時点） ・仕事目的で北欧諸国からの入国する者（6/1～）・北欧諸国・地域から入国する観光客（6/15～） ・就労のための滞在許可を新たに取得した外国人（7/1～）・滞在許可が不要の高度技術者である外国人（7/1～） ・ノルウェーでの就学許可を新たに得た外国人学生（7/1～） (1) ノルウェー政府は、感染状況が一定の基準を満たしているEEA（欧州経済領域）・シェンゲン加盟国地域の居住者の入国を7月15日から許可する。同時に、これらの国地域からの入国者について自宅待機義務を免除する。 (2) 感染状況の評価の基準は、感染者及び陽性結果が出た人の人口に対する比率、感染率の傾向、感染防止策、集中治療設備の数等が含まれる。同評価に基づき各国地域は「赤」または「緑」に色分けされる。FHI（ノルウェー公衆保健研究所）はどの国・地域が基準を満たすのかについての情報を、基本的に14日おきに更新する。 (3) 該当国地域で今度基準を満たさないような新たな感染拡大が確認された場合、再び自宅待機義務が課せられる可能性がある。出発時には「緑」の地域でも、ノルウェー帰国の際には自宅待機が必要となるリスクがある。 7月15日から、ノルウェーにいる家族又は恋人等確立された関係にある者を訪れる EU・EEA 圏外（いわゆる第三国）からの者の入国が認められる。他方、これらの者は、自宅待機義務及び移民法の通常の適用の対象となる。	7月10日	https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100073264.pdf
アイスランド	レベル3 (渡航中止勧告)	入国可能。空港でのPCR検査又は2週間の自主隔離措置のいずれかを要請される。	入国を許可される条件は以下である。 ・EEA・EFTA域内からの入国者（6/15～）・EEA・EFTA域外からの学生および業務目的の専門家（6/15～） ・日本を含む非EEA12カ国およびシェンゲン加盟国（7/16～） 6月15日以降、EEA（欧州経済領域）・EFTA（欧州自由貿易連合）域内（いずれもノルウェーを含む）からの入国者は、14日間の自主隔離または感染検査のいずれかを選択することで入国が許可される。EEA・EFTA域外からの入国者に関しては7月1日以降の入国制限緩和を検討。ただしEEA・EFTA域外からの学生および業務目的の専門家の入国は、例外措置として6月15日から入国が許可される。	7月16日	https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ia/20200615.html
スウェーデン	レベル3 (渡航中止勧告)	入国可能。	EU加盟国等以外からスウェーデンへの不要不急な入国を一時的に禁止する措置を8月31日まで延長。ただし、スウェーデン国籍者や滞在許可保持者等は入国可能とする。この措置は、スウェーデンを経由した EU への入国も一時的に禁止するため注意。上記措置において、日本を含む14カ国の居住者は例外とされている（7月4日から適用）。	7月2日	https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93658
フィンランド	レベル3 (渡航中止勧告)	入国許可の条件に該当しない 場合、入国禁止。	入国を許可される条件は以下である。 ・フィンランド国民及び在留許可等を持つ外国人（5/14～） ・EU・シェンゲン域内国からの通勤、出張、通学、留学及び季節労働者（5/14～） ・ノルウェー、デンマーク、アイスランド、エストニア、ラトビア、リトアニア（6/15～） フィンランド国民・在住者を除き、陸海空路による旅客の入国を制限。入国後は14日間検疫と同様の状態で自宅等での待機を要請。不要不急の出国は自粛を要請。出入国制限は必要不可欠な用務のある場合等一部緩和されるが、それ以外の場合は7月14日まで継続。国外から入国する者（国籍を問わず）に対する14日間の自宅での自主待機は引き続き要請。ノルウェー、デンマーク、アイスランド、エストニア、ラトビア及びリトアニアについては、6月15日よりフィンランドへの入国制限が解除され、これらの国からフィンランド入国時における14日間の検疫相当の自主待機は不要。7月13日より、過去14日間の新規感染者数が10万人当たり8人以下のEU・シェンゲン域内国に対する出入国規制が解除。7/13発出条件については、在フィンランド日本国大使館から周知されていない。	7月1日	https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00011.html

デンマーク	レベル3 (渡航中止勧告)	入国可能。入国者は入国後の検査が推奨される。	デンマークでは、各国が「開放国」「検疫国」「国境地域」等に分類され、カテゴリーごとに異なる入国制限が行われている。日本は7月4日に「検疫国」から「開放国」に変更され、以下の入国制限が適用される。 (1) 7月4日より、日本からの旅行者の入国が可能。ただし、観光目的で入国する場合は、デンマーク国内での6泊以上の宿泊予約が条件であるため、宿泊証明書等を入国時に提示する必要がある。 (2) 6月27日から、日本を含む全ての国から、デンマークに居住する婚約者、交際相手、親、子、祖父母、孫等の訪問のための入国が可能。渡航者は入国前72時間以内の検査の陰性結果等を提示する必要注があるほか、必要書類をダウンロードし記入した上で、デンマークに居住する訪問相手の保険証のコピーや婚姻証明書等を提示することが求められる。(注：日本は7月4日以降、「開放国」となり、以後「開放国」のままである限り陰性結果の提示は求められない。) (3) 6月27日から、日本を含む全ての国からのビジネス出張者の入国条件が大幅に緩和され、ビジネス関係を証明する電子メールや会議への案内状及びデンマーク国内のコンタクト先を証明する文書等を提示すれば基本的に入国が可能。 (4) 上記(2)、(3)以外の場合、日本を含む「開放国」からの入国が認められる条件についての詳細はコロナポータルサイトで確認のこと。	7月9日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ia/taizai-covid19.html#denmarku_2
ロシア	レベル3 (渡航中止勧告)	入国許可の条件に該当しない場合、入国禁止。	入国を許可される条件は以下である。ただし、入国者は14日間の自主隔離が必要。 ・治療、看護により入国を希望する外国人 ・労働許可を所有する外国人専門家 4月29日、ロシア首相府は外国人の入国制限措置を、5月1日以降も期限を定めず延長すると発表。 ロシア連邦サハ共和国においては国内移動の制限を7/2付けで解除(但し、65才以上の高齢者、慢性疾患や免疫抑制患者を除く)。市街交通(タクシー、バス)、レナ川水上交通、フードコート・遊技場を除く商業施設、図書館、美術館、観光施設の利用再開。域外から到着後14日間の自己隔離を停止(但し、季節労働者、交代勤務者、UdachnyおよびAikhal到着者を除く)。第3	5月6日	https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ia/rvotj20200506.html
カナダ	レベル3 (渡航中止勧告)	入国許可の条件に該当しない場合、7月31日まで入国禁止。	入国を許可される条件は以下である。ただし、入国者は14日間の自主隔離が必要。 ・米国からの入国 ・乗務員、永住者、カナダ市民及び永住者の近親者外交官等 カナダ国籍者及び永住者の外国籍の近親者について、新型コロナウイルスの感染、症状を示しておらず少なくとも15日間滞在する場合、カナダへの入国禁止から免除される。ただし、入国した後14日間の隔離措置は必要。カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことを義務付ける。カナダの空港において出発/到着する全てのフライトの搭乗者は、空港のスクリーニング・チェックポイント等において非医療用マスクの着用を義務付ける。また、搭乗手続きにおいて非医療用マスクを所持していることを示す必要があり、示すことができない場合、搭乗は許可されない。6月30日までに、すべての航空会社は国際線の出発地から発つ前に、カナダに渡航する全ての搭乗者の体温検査を導入する。	7月10日	https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ia/Covid19_20200330.html
米国	レベル3 (渡航中止勧告)	入国可能。入国者は入国後14日間の自主隔離が必要。	7月16日現在、米国疾病予防管理センター(CDC)は日本の感染症危険情報度合いをレベル3(渡航中止勧告)とし、日本から米国へ渡航する方は入国から14日間にわたり、ホテル等の宿泊施設や自宅等にて待機を命じる。6月15日、デルタ航空などを含むアメリカの主要航空会社は全ての乗客に対し、マスクまたはフェイスカバーの着用を求める取り組みを強化することを発表。各社は乗客と乗務員に対してマスク着用を求めるルールを厳格化し、指示に従わない場合は搭乗を拒否する。	7月16日	https://esta-center.com/news/detail/990100.html
地域					
ノルウェー領 スバルバル諸島		ノルウェー国内からの移動者に対し検疫を求めない。	6月1日から、ノルウェー国内からスバルバル諸島へのレジャー旅行が許可される。6月15日より、最大250人までが乗船するフェリーでのクルーズを行うことを許可する。	6月15日	https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00046.html
グリーンランド		検査及び検疫規則に従うことが求められる。	6月15日からグリーンランド発着の商業フライトを再開。グリーンランドへ渡航する際は渡航前5日以内に検査を受け陰性であること、グリーンランド到着後5日間の自宅待機の後、再検査を受けることが必要。また、SUMUT フォーム(入管審査書類)の提出が必要。	6月3日	https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100061905.pdf
米国アラスカ州		PCR検査の結果提示を除き14日間の自主隔離を求める。	6月6日以降、州外からアラスカに到着する全ての人は、以下を除いて到着後14日間の自主隔離が必要。 ・旅行前72時間以内または到着時におこなったPCR検査の結果が陰性 ・アラスカ州居住者が5日以内の旅行から戻る場合 ・重要なインフラ業務に関わる出張 州外および海外からの旅行者へ向け、規制に関するホームページを開設した。	6月3日	https://covid19.alaska.gov/travelers/

共同利用施設			
ニーオルスン基地	ノルウェー到着後、オスロで10日間隔離された後にニーオルスンへ渡航できる。Kings Bay社はノルウェーへの渡航が許可されている国に対して、制限や規則を課さない。渡航を予約する前に、ノルウェーや自国、自国の研究機関における規制を確認すること。自国の基地に滞在する場合や野外活動を含む全ての訪問者は、コロナウイルス対策に関わる食事や清掃費として追加料金（1人:345NOK/日）を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、Kings Bay社が受入れできる研究者の数は制限されており、貸出し可能な部屋は計39名分（1部屋1人）である。（Kings Bay社）	6月25日	https://kingsbay.no/
スバルバル大学（UNIS）オフィス	4月27日から学生とスタッフに向け閉鎖していた大学を段階的に再開。2020年の夏季、秋季に予定されていたコースは中止。6月16日現在、一部のフィールドワークを再開している。	4月7日 4月29日 6月16日	https://www.unis.no/news/
共同研究提携施設			
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）	フェアバンクス校施設の一般利用はできない。訪問者は、承認された目的でのみ学内への立入りが可能。	6月1日	https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf/uaf-status
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）	2020年の施設運用は限定的となる。Payer Houseは6月から制限なしに運用する。また、観測船Clioneは6月末から運用を開始する。ただし、Nostoc field stationは閉鎖する可能性がある。	4月30日	https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/season-2020-will-be-limited-due-to-the-covid19.html
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	https://natur.gl/?lang=en
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地	CHARSキャンパスへの全ての訪問予定をキャンセルとする。また、公共スペースの使用を停止する。	3月13日	https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/news/2020/03/polar-knowledge-canada-taking-measures-to-help-reduce-the-risk-of-the-coronavirus-in-the-cambridge-bay-area.html
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
カナダ ラバル大学 北方研究センター（CEN）	研究ステーションはCENより通知があるまで予約できない。	—	http://www.cen.ulaval.ca/en/index.php

「感染症危険情報」の 카테고리 及び発出の目安

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出さ
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。